

新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業の実施について

○令和 2 年10月23日厚生労働省健康局発出
ワクチン接種体制確保事業実施要綱

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱

【目的】

接種のために必要な体制を確実に整備すること

【位置づけ】

市町村と都道府県の役割分担を示し、それぞれにおいてあらかじめ準備する事項を示すもの

都道府県…地域の医薬品卸関係団体との調整、市町村事務の調整等

市町村…医療機関等との委託契約、接種費用の支払、住民への接種勧奨、個別通知（予診票・接種券）等

【事業内容（市町村）】

- ①人的体制の整備 … 必要な執行体制を計画、確保
- ②予防接種台帳システム等のシステム改修 … 既存の予防接種台帳システム等の改修
- ③印刷・郵送準備 … 必要な通知等を印刷・郵送できるよう準備
- ④接種の実施体制の確保 … 地域の医療関係団体等と連携して、接種の実施体制の構築及び調整
- ⑤相談体制の確保 … 住民からの問い合わせを受け付ける体制を確保

【事業内容（都道府県）】

- ①人的体制の整備 … 必要な執行体制を計画、確保
- ②広域調整 … 複数市町村にまたがる調整事項の調整、医療従事者等への接種の実施体制の確保、ワクチン流通調整の準備、専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保

【経費の負担】

国庫補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行う